おいらせ町イメージキャラクター使用に関する要綱

平成 19 年 6 月 13 日
告示第 57 号

(目的)

第１条　おいらせ町のイメージを高めるとともに、町民相互の連帯を強め、町への愛着を深めるために制定されたおいらせ町のイメージキャラクターが、効果的に定着し、有効に活用されるよう、町以外の者が印刷物等に使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(イメージキャラクターの権利)

第２条　当イメージキャラクターに関する一切の権利は、おいらせ町に属する。

(使用上の留意事項)

第３条　当イメージキャラクターを使用するときは、次の事項を遵守するものとする。

（１）おいらせ町が作成した「イメージキャラクターデザインマニュアル」に基づくこととし、デザインは、イメージを損なわないよう正しい配置及び指定のカラーで表示すること。

（２）おいらせ町のイメージを損なう使用はしないこと。

（３）承認された用途のみに使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。

(使用禁止事項)

第４条　次の場合には、イメージキャラクターの使用を禁止する。

（１）特定の個人又は団体等の売名に利用しようとする場合

（２）不当な利益を上げるために利用しようとする場合

（３）町の信用や品位を損ない、又はイメージキャラクター制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合

（４）町が行う事業又は町が支援等を行う関連事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合

（５）定められた使用方法によって使用しないと認められる場合

（６）その他著しく不当と認められる場合

(使用申請書等)

第５条　イメージキャラクターを使用する場合は、あらかじめイメージキャラクター使用申請書(様式第１号)を町長へ提出し、承認を得なければならない。

２　町長は、前項の承認をする場合は、イメージキャラクター使用承認書(様式第２号)により行うものとする。

（その他）

第６条　この告示に定めるもののほか、イメージキャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成 19 年 6 月 13 日から施行する。

様式第１号(第５条関係)

年　　月　　日

イメージキャラクター使用申請書

おいらせ町長　　様

申請者　住所：

氏名：　　印

おいらせ町のイメージキャラクターを使用したいので、次のとおり申請します。

１．使用目的	
２．使用方法	
３．使用期間	
４．備考	用途がわかるよう、別途見本等を添付すること。

様式第２号(第５条関係)

第　　号

年　　月　　日

イメージキャラクター使用承認書

様

おいらせ町長　　印

次のとおりおいらせ町のイメージキャラクター使用を承認します。

１　使用目的	
２　使用方法	
３　使用期間	